

第 3 部：介護保険事業の適正な 運用について

第1章

介護保険サービス事業の見込み

1 被保険者数等の今後の見込み

(1) 被保険者の推計

計画期間における総人口及び第1号・第2号被保険者数については以下のように推計しています。

第7期計画期間中は、第2号被保険者がほぼ横ばいで推移するのに対し、第1号被保険者は緩やかに減少していきます。これは、後期高齢者(75歳以上)の増加数より前期高齢者(65歳～74歳以上)の減少数の方が大きいからです。団塊の世代が全員75歳以上となる平成37年までを推計すると、第2号被保険者は横ばい、第1号被保険者は減少していきますが、75歳以上の後期高齢者が増加し続けるため、高齢化率としては上昇し続けると推計されます。

	年齢区分	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成37年
第2号被保険者	40～64歳	12,072人	12,107人	12,177人	12,192人	12,091人
第1号被保険者	65歳以上	10,264人	10,264人	10,249人	10,203人	9,961人
	65歳～74歳	4,755人	4,599人	4,496人	4,379人	3,509人
	75歳以上	5,509人	5,665人	5,753人	5,824人	6,452人
75歳以上高齢化率		16.6%	17.1%	17.5%	17.8%	20.3%

(2) 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者数は年々増加していきますが、その内訳をみると、要支援者では要支援1、要介護認定者では要介護1を中心として、現在の構成と同じ割合で増加していくと見込まれます。

本町の特徴である比較的元気な高齢者が多い現状を将来にわたっても維持し、少しでも長く介護度が重くならないよう、介護予防事業、在宅介護支援サービスを中心とした介護サービスの更なる充実が重要となっております。

	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成37年
認定者数計	1,749人	1,791人	1,813人	1,830人	1,984人
要支援1	343人	351人	355人	358人	388人
要支援2	199人	203人	205人	207人	225人
要介護1	375人	384人	389人	393人	428人
要介護2	236人	241人	244人	246人	268人
要介護3	231人	236人	239人	241人	260人
要介護4	193人	198人	201人	203人	221人
要介護5	173人	177人	179人	181人	195人

2 介護サービスの利用見込量の推計

(1) 予防給付サービスの見込量

		見込み				
		7期計画			9期計画	
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)	
(1) 介護予防サービス	介護予防訪問介護	給付費(千円)				
		人数(人)				
	介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	給付費(千円)	6,396	7,631	8,088	11,730
		回数(回)	154.1	190.8	212.1	327.8
		人数(人)	23	28	29	37
	介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	5,505	5,979	6,496	10,373
		回数(回)	158.9	172.6	187.6	300.0
		人数(人)	13	13	13	15
	介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	6,832	8,001	8,161	10,491
		人数(人)	52	61	63	80
	介護予防通所介護	給付費(千円)				
		人数(人)				
	介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	19,318	20,016	20,716	22,351
		人数(人)	53	54	56	61
	介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	1,629	1,520	1,287	0
		日数(日)	23.1	21.5	18.2	0.0
		人数(人)	6	7	8	9
	介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	4,631	4,726	4,822	4,917	
	人数(人)	98	100	102	104	
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	633	633	633	859	
	人数(人)	3	3	3	4	
介護予防住宅改修	給付費(千円)	3,487	4,816	4,816	4,816	
	人数(人)	3	4	4	4	
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	34,865	34,881	36,624	39,002	
	人数(人)	43	43	45	48	

			見込み			
			7期計画			9期計画
			平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
(2) 地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	706	544	394	0
		回数(回)	6.1	4.7	3.4	0.0
		人数(人)	1	1	1	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	14,802	21,499	25,334	31,808
		人数(人)	24	35	42	52
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
人数(人)		0	0	0	0	
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	15,282	15,621	15,954	16,398	
	人数(人)	275	281	287	295	

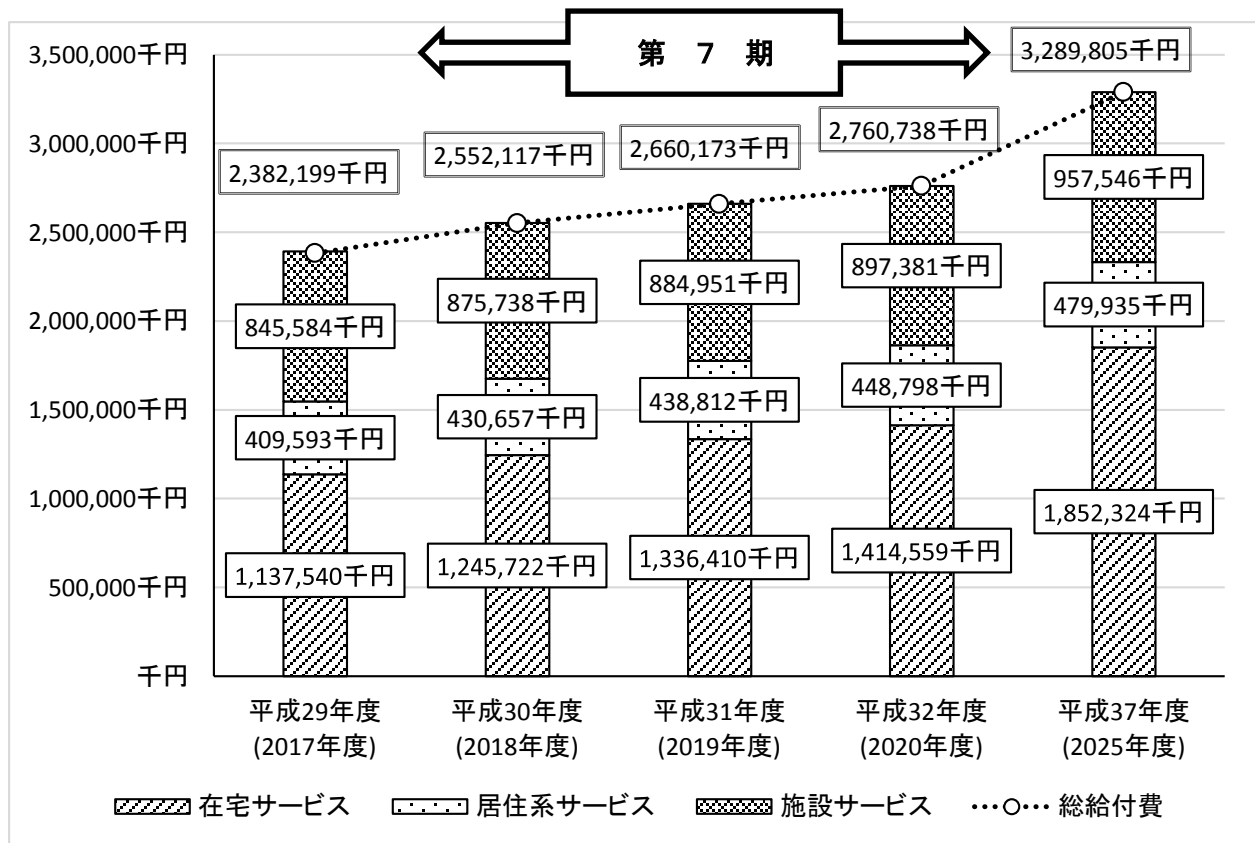
(2) 介護給付サービスの見込み

			見込み			
			7期計画			9期計画
			平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
(1) 居宅サービス	訪問介護	給付費(千円)	225,052	243,229	261,057	471,630
		回数(回)	6,308.9	6,863.5	7,676.9	13,432.4
		人数(人)	232	234	236	256
	訪問入浴介護	給付費(千円)	8,942	10,657	10,697	15,358
		回数(回)	60.9	73.0	73.6	106.2
		人数(人)	14	17	18	24
	訪問看護	給付費(千円)	87,921	92,272	95,472	110,469
		回数(回)	1,469.0	1,562.1	1,648.8	2,029.6
		人数(人)	170	178	180	197
	訪問リハビリテーション	給付費(千円)	16,112	19,878	23,235	38,924
		回数(回)	442.8	544.9	634.4	1,062.7
		人数(人)	34	38	41	46
	居宅療養管理指導	給付費(千円)	43,484	44,983	43,599	46,083
		人数(人)	266	275	268	283
	通所介護	給付費(千円)	191,759	182,958	173,625	146,628
		回数(回)	2,014.1	1,934.5	1,845.0	1,630.0
		人数(人)	245	246	246	264
	通所リハビリテーション	給付費(千円)	114,945	121,402	129,218	181,692
		回数(回)	1,053.8	1,103.2	1,164.6	1,581.8
		人数(人)	117	117	118	129
	短期入所生活介護	給付費(千円)	99,378	104,520	106,386	131,172
		日数(日)	1,052.9	1,117.4	1,148.0	1,445.2
		人数(人)	121	125	125	137
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	19,033	22,104	25,042	40,393	
	日数(日)	137.6	159.2	179.9	288.4	
	人数(人)	10	10	10	11	
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	
福祉用具貸与	給付費(千円)	60,284	63,085	62,178	67,885	
	人数(人)	367	376	370	385	
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	3,468	4,330	5,125	5,737	
	人数(人)	13	16	19	21	
住宅改修費	給付費(千円)	9,381	10,133	10,886	11,984	
	人数(人)	9	10	11	12	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	325,663	332,323	339,049	368,245	
	人数(人)	139	142	145	156	

			見込み			
			7期計画			9期計画
			平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	3,815	3,817	3,817	6,127
		人数(人)	3	3	3	4
	夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	給付費(千円)	26,102	24,909	25,112	35,026
		回数(回)	183.7	170.6	172.8	240.6
		人数(人)	28	30	30	37
	小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	89,736	119,735	143,177	185,107
		人数(人)	37	49	58	73
	認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	70,129	69,973	73,125	72,688
		人数(人)	24	24	25	25
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	給付費(千円)	70,641	79,487	88,672	140,050	
	回数(回)	676.3	771.9	871.6	1,386.6	
	人数(人)	61	63	65	71	
(3) 施設サービス	介護老人福祉施設	給付費(千円)	497,201	506,245	515,248	542,927
		人数(人)	162	165	168	177
	介護老人保健施設	給付費(千円)	378,537	378,706	382,133	414,619
		人数(人)	122	122	123	133
	介護医療院 (平成 37 年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費(千円)	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0
	介護療養型医療施設	給付費(千円)	0	0	0	
		人数(人)	0	0	0	
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	96,448	97,925	100,626	104,316	
	人数(人)	589	598	613	634	

3 介護保険事業にかかる総費用の見込み

総給付費は、第7期中も増加を続け、2020年度（平成32年度）には2017年度（平成29年度）に比べて378,539千円増加すると見込んでいます。また、居宅系サービスや施設サービスに比べ、在宅サービスの伸びが大きく、2020年度（平成32年度）には2017年度（平成29年度）の1.27倍になると推計されます。



第2章

葉山町の介護保険料

1 保険料の設定

(1) 介護保険料設定の考え方

① 第1号被保険者の保険料負担割合

保険給付を行うための財源は、公費（国・県・本町の支出金）と保険加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として2分の1を公費で、残る2分の1を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方々から徴収する保険料で賄うこととなっています。

なお、包括的支援事業等については第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されます。第1号被保険者の負担割合は変わりません。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定されます。第7期介護保険事業計画期間における負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。

② 調整交付金

標準給付費における国の負担割合のうち5%（全国平均）は調整交付金として支出されます。調整交付金は全国の保険者の財政格差を調整する目的で設けられており、第1号被保険者における後期高齢者割合（75歳以上の方）や所得段階別人数割合によって国からの交付金が増減します。

後期高齢者割合が全国平均よりも高い場合は、より多く保険給付を見込む必要があり保険料の増加につながるため、これを軽減する目的で調整交付金が多く交付されます。また、所得段階別の人数構成を全国平均と比較し、所得段階が高い方の割合が高ければ保険料の負担能力も高いと考えられるため、調整交付金は少なくなります。

本町では、所得段階別の人数割合では高い方の割合が全国平均よりも高い等の理由で交付割合は5%を下回っています。

③ 介護給付費準備基金

保険者である市町村は、介護給付費準備基金を設けて事業計画期間の初年度に発生が見込まれる剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合には取崩しを行うなど、被保険者の皆様に安定して保険給付を提供するよう努めています。基金は保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしています。第7期においては、基金残高約2億4千万円のうち安定的な保険運営のために必要な残額水準を除いた2億円を取崩し、保険料負担の軽減を図ります。

④ 財政安定化基金

計画期間中において、保険給付費が計画値を上回る場合や社会状況の変化による保険料収入の低下により、保険者が資金不足に陥った場合に備え、国・県・保険者が3分の1ずつ拠出して、都道府県に財政安定化基金が設けられています。都道府県は拠出金を原資に基金へ積立て、保険者が資金不足に陥った場合、保険給付に必要な資金を基金から貸し付けます。貸し付けを受けた保険者は次の事業計画期間に返済に必要な額を加算して保険料を定め、基金に借入金を返済することになります。

本町では、適切に保険給付費を見込み、安定的な介護保険制度運営を図っており、第6期介護保険事業計画期間において資金不足は生じていないことから借入は行っていません。

(2) 保険料収納必要額

第7期の第1号被保険者の保険料の収納で必要となる額は、約19億円、予定保険料収納率については98.0%と見込んでいます。

(単位：円)

項目	第7期			
	合計	平成30年度	平成31年度	平成32年度
標準給付費見込額	8,556,738,677	2,705,242,145	2,854,259,454	2,997,237,078
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	8,055,922,052	2,547,374,205	2,687,002,667	2,821,545,180
総給付費	7,973,028,000	2,552,117,000	2,660,173,000	2,760,738,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	14,921,995	4,742,795	4,957,712	5,221,488
消費税率等の見直しを勘案した影響額	97,816,047	0	31,787,379	66,028,668
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)	241,403,000	78,879,000	80,457,000	82,067,000
特定入所者介護サービス費等給付額	241,403,000	78,879,000	80,457,000	82,067,000
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	219,697,000	66,373,000	73,011,000	80,313,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	35,878,000	10,839,000	11,923,000	13,116,000
算定対象審査支払手数料	3,838,625	1,776,940	1,865,787	195,898
審査支払手数料一件あたり単価		41	41	41
審査支払手数料支払件数	93,625	43,340	45,507	4,778
審査支払手数料差引額	0	0	0	0
地域支援事業費	414,041,000	126,547,000	141,338,000	146,156,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	199,388,000	63,248,000	66,410,000	69,730,000
包括的支援事業・任意事業費	214,653,000	63,299,000	74,928,000	76,426,000
第1号被保険者負担相当額	2,063,279,326	651,311,503	688,987,414	722,980,408
調整交付金相当額	437,806,334	138,424,507	146,033,473	153,348,354
調整交付金見込額	368,661,000	110,740,000	122,668,000	135,253,000
調整交付金見込交付割合		4.00%	4.20%	4.41%
後期高齢者加入割合補正係数		0.9562	0.9483	0.9400
後期高齢者加入割合補正係数(2区分)		0.9509	0.9421	0.9357
後期高齢者加入割合補正係数(3区分)		0.9614	0.9544	0.9443
所得段階別加入割合補正係数		1.0911	1.0911	1.0911
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
市町村相互財政安定化事業交付額	0			
保険料収納必要額	1,932,424,660			
予定保険料収納率	98.00%			

(3) 第1号被保険者の保険料基準額の算定

第1号被保険者の保険料基準額は、平成30～32年度の3か年における標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額の一定割合（23%）を、所得段階別割合で調整した平成30～32年度の第1号被保険者延べ人数で除して求められます。

<介護保険料基準額の算定方法>

$$\boxed{\text{保険料基準額(月額)}} = \boxed{\text{保険料収納必要額}} \div \boxed{\text{予定保険料収納率}} \div \boxed{\text{所得段階別加入割合補正後の被保険者数}} \div 12\text{ヶ月}$$

区 分(算出手順)	3か年合計
標準給付費見込額(A)	8,556,738,677円
地域支援事業費(B)	414,041,000円
第1号被保険者負担分相当額(C=(A+B)×23%)	2,063,279,326円
調整交付金相当額(D)	437,806,334円
調整交付金見込額(E)	368,661,000円
準備基金取崩額(F)	200,000,000円
保険料収納必要額(G=C+D-E-F)	1,932,424,660円
予定保険料収納率(H)	98.00%
所得段階別加入割合で補正した被保険者数(I)	33,586人
第7期介護保険料基準年額(J=G/H/I)	58,710円
第7期介護保険料基準月額(K=J/12か月)	4,800円

第7期中の第1号被保険者保険料基準額（月額）

≒

4,800円

◇利用者負担の軽減策として、以下のようなものがあります。

(ア) 特定入所者介護サービス費の支給（食費・居住費の利用者負担額減額制度）

介護保険施設、短期入所サービスを利用する際の食費と居住費（滞在費）は原則として全額自己負担になりますが、所得の低い方の施設利用が困難とならないよう、下の表に該当する方は負担限度額までの自己負担とするものです。超えた分は「特定入所者介護サービス費（補足給付）」として介護保険から給付します。

(イ) 高額介護サービス費の支給

同月内に利用したサービスの利用者負担（1割または2割）の合計金額が高額になり利用者負担の上限額を超えたときは、申請により超えた分を「高額介護サービス費」として支給します。同じ世帯内にサービス利用者が複数いる場合、世帯の利用者負担の合計額が、上限額を超えた分について支給します。

(ウ) 高額医療合算介護サービス費の支給（高額医療・高額介護合算制度）

介護保険と医療保険両方の自己負担額が高額になった場合は、限度額を超えた分を高額医療合算介護サービス費として支給します。同じ医療保険の世帯内で、介護保険と医療保険の両方に自己負担がある世帯で、年間（8月～翌年7月）自己負担額（高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた額）を合算した額が、医療保険者の設定した限度額を超えたときに該当となります。

2 保険料段階の設定

被保険者の負担能力には差があるため、介護保険料は一律ではなく、市民税の課税状況や収入・所得の状況により段階別に振り分けを行った上で保険料を定めています。負担能力に応じた保険料となるよう所得段階区分を標準よりきめ細かく設定した第6期の考え方を継承し、第7期においても14段階に区分します。

所得段階	対象者	基準割合	保険料	
			(年額)	(月額)
第1段階	・生活保護の方又は老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の方 ・本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.45	25,920円	2,160円
第2段階	・本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方（第1段階に該当しない方）	0.70	40,320円	3,360円
第3段階	・本人及び世帯全員が町民税非課税の方（第1段階、第2段階に該当しない方）	0.72	41,472円	3,456円
第4段階	・本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれており、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.95	54,720円	4,560円
第5段階	・本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれている方（第4段階に該当しない方）	1.00	57,600円	4,800円
第6段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.25	72,000円	6,000円
第7段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万以上160万未満の方	1.26	72,576円	6,048円
第8段階	・本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額が160万以上200万未満の方	1.27	73,152円	6,096円
第9段階	・本人は町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万以上400万未満の方	1.53	88,128円	7,344円
第10段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が400万以上600万未満の方	1.56	89,856円	7,488円
第11段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が600万以上800万未満の方	1.75	100,800円	8,400円
第12段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が800万以上1000万未満の方	1.78	102,528円	8,544円
第13段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1000万以上1500万未満の方	2.10	120,960円	10,080円
第14段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1500万以上の方	2.12	122,112円	10,176円

第3章

介護保険事業の適正な運営

1 サービスの質の向上

(1) 身体拘束の廃止に向けた取り組み

現在介護の現場では、「身体拘束ゼロ」の実現に向け、様々な取り組みが進められています。

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、身体機能の低下をまねく恐れもあります。

葉山町では、介護サービス事業者や町民に向けて、身体拘束の廃止の広報活動や啓発活動に積極的に取り組みます。

(2) 各種介護保険サービスの充実

第6期計画において小規模多機能型居宅介護事業所を新たに整備し、在宅介護の推進に努めてまいりました。

第7期計画においても在宅介護サービスの推進に努めてまいります。

(3) 苦情相談等への対応

サービス利用者やその家族からの声を役場、社会福祉協議会（あんしんセンター）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）などで受け付けるとともに、サービスに対する不満や苦情内容に対し迅速に対応していきます。

また、介護相談員の施設への派遣を通じて、利用者の日常的な不満や疑問を受け付け、問題の発見や解決を通じて苦情等の発生を未然に防ぐとともに、問題点があれば改善を促します。

(4) 高齢者への権利擁護への取り組み

近年、振り込め詐欺や、悪質な商法のトラブルに、高齢者のみならず一般成人までもが巻き込まれるケースが増えています。

本町ではこれまでに、主に社会福祉協議会が運営するあんしんセンターで、認知症などの十分な判断ができない高齢者に対して、介護サービスの利用等も含めて支援してきました。

今後とも、葉山警察署、地域包括支援センター、訪問サービス事業者、保健師、家族、地域住民や関係機関との連携を更に強化し、公正な契約締結の支援を行います。

また、窓口を利用しやすくするための広報活動も強化します。

(5) 施設サービスの整備方針について

<2020年度（平成32年度）までの施設整備計画>

区分		第5期計画期間			第6期計画期間			第7期計画期間		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
福祉施設 介護老人	定員数（人）	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	利用者数（人）	142	146	163	165	164	162	162	165	168
地域密着型 老人福祉施設	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護 地域密着型 定施設入居者	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健施設 介護老人	定員数（人）	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	利用者数（人）	122	116	114	121	122	122	122	122	123
医療施設 介護療養型	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	8	3	2	2	0	0	0	0	0
共同生活介護 認知症対応型	定員数（人）	27	27	27	27	27	27	27	27	27
	利用者数（人）	24	24	24	24	23	24	24	24	25
特定施設 介護専用型	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数（人）	296	289	303	312	309	308	308	311	316
	要介護3 以上比	80.4%	79.6%	80.2%	81.4%	78.0%	77.6	78.0%	79.0%	80.0%

特定施設 介護専用型以外の	定員数（人）	291	291	291	291	291	291	291	291	291
	利用者数（人）	117	123	130	133	155	156	157	158	159

※ 2012年度（平成24年度）から2016年度（平成28年度）までは「介護保険事業状況報告」の年度末数値を採用し、2017年度（平成29年度）は11月月報値、2018年度（平成30年度）以降は推計値です。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

町民全体の特別養護老人ホーム入所待機者数は、2016年度（平成28年度）は前々年度比で54名減、前年度比で17名減と減少し続けており、今後3年間で大幅に増加するとは想定されません。

また、特別養護老人ホームへの介護給付費も2016年度（平成28年度）は前年度比17,337千円減少しております。

さらに、2016年度（平成28年度）、2017年度（平成29年度）の2回、町内2事業所に対しアンケート調査を行ったところ、特別養護老人ホーム入所待機者全体は減少しており、そのうちの葉山町民の待機者数も減少している結果となっています。

第6期計画期間中は、確実に葉山町民の入所が見込まれる29床の地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を目指し事業者の公募をしましたが、昨今の介護報酬減により採算を取ることが難しいことから応募を断念した、あるいは建設費及び人件費の高騰により事業者辞退があったことにより整備することができませんでした。

第7期における介護報酬の大幅増が見込まれず、また、特別養護老人ホームへの入所待機者及び介護給付費が減少している状況、さらに第6期計画期間中の上記公募状況を勘案すると、第7期計画期間中に地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備は難しい状況であると判断せざるを得ません。

以上のことから第7期計画期間中は特別養護老人ホームの整備は見送り、町内事業所に町民優先の入所を要望するとともに、待機者数、介護給付費等の状況を注視していき、その上で必要と判断すれば第8期以降の施設整備について検討していくこととします。

【特別養護老人ホーム入所待機者数】

○施設所在地が葉山町内外であるかを問わず、葉山町民全体の特別養護老人ホーム入所待機者数

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平成26年 10月1日	0人	2人	22人	40人	46人	30人	33人	173人
平成27年 10月1日	0人	0人	18人	26人	33人	33人	26人	136人
平成28年 10月1日	0人	0人	14人	19人	38人	28人	20人	119人

○町内2施設における特別養護老人ホーム入所待機者数

	待機者数	(うち葉山町民)
平成28年6月1日	287人	130人
平成29年6月1日	270人	121人

【町内特別養護老人ホームの町民入所率】

	利用者数	うち葉山町民	町民利用率
平成28年6月1日	148人	105人	70.9%
平成29年6月1日	149人	98人	65.8%

【特別養護老人ホームへの介護給付費】

	件数	給付費
平成27年度	2,009件	499,929,101円
平成28年度	1,976件	482,591,842円

② 介護老人保健施設（老人保健施設）の整備方針

第6期計画期間中、2016年度（平成28年度）の給付費は前年度に比べ20,391千円の減少となっております。

また、介護老人保健施設は特別養護老人ホームの入所待機場所となっている側面もあり、施設整備では特別養護老人ホームを優先すべきと考えます。

そこで、第7期計画期間中は介護老人保健施設の新規整備は行わないこととします。

ただし、介護老人保健施設は病院と在宅との中間施設であり、かつ在宅復帰に向けたリハビリを行う重要な施設でもあることから、第7期事業計画において給付費の推移などを見守り、第8期計画以降において施設整備をするかどうか引き続き検討してまいります。

【介護老人保健施設への介護給付費】

	件数	給付費
平成27年度	1,549件	399,393,343円
平成28年度	1,501件	379,001,533円

【医療計画との連動】

2025年（平成37年）に向けて、地域医療構想を推進するためには、慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要について、地域の実情に応じて適切に受け皿の整備がなされる必要があります。

病院から在宅への復帰を目指した療養施設としての介護老人保健施設の利用件数が減少傾向にあることを考慮すると、現段階で試算される患者数には現行の介護老人保健施設の定員数で対応するとともに、自立支援に向けたケアマネジメント適正化事業の推進により在宅サービスの質の向上を図り対応してまいります。

<2025年（平成37年）の介護施設の追加的需要の試算>

（人/日）

療養病床分	19.17
一般病床分	18.88

③ 介護療養型医療施設の整備方針

2023 年度（平成 35 年度）末で廃止が予定されているため、今後も施設整備は行いません。

【介護療養型医療施設への介護給付費】

	件数	給付費
平成 27 年度	22 件	7,198,645 円
平成 28 年度	7 件	2,047,590 円

(6) 居住系サービスの整備方針について

① 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備方針

認知症対応型共同生活介護事業所は認知症があっても共同生活を営める方が対象となっており、対象者が限定されております。

また町内2事業所に対する認知症対応型共同生活介護事業所への待機者がほとんどいない現状もあることから、新規の整備は行いません。

② 介護専用型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

町内に介護専用型以外の特定施設が十分に整備されている状況から、新規の整備は行いません。

③ 介護専用型以外の特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

介護専用型以外の特定施設については、第3期介護保険事業計画では、2006年度（平成18年度）に開設した111床の施設をもって施設整備を一旦終了し、2014年度（平成26年度）に軽度者の増加に対応するため既存施設の30床増床を行いました。

2017年（平成29年）6月1日現在の町内4事業所の利用率は84.2%、町民入居率は24.1%であり、第7期計画期間中の新たな整備は必要ない状況です。

2 サービスの適切な利用の促進

(1) 事業者間の連携

事業者に対する各種制度や研修等の情報提供を進めるとともに、サービスの適切な利用に向けて、介護保険事業者間の情報交換や連携・調整ができるような機会の提供に努めます。

(2) 介護給付等の適正化

介護給付等の適正化は、不適切な給付を削減すること、利用者に対する適切な介護サービスを確保すること、また、それらを通じて介護費用の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度を構築することにあります。本計画において、これらの目的を達成するため、介護給付等の適正化を推進していきます。

そのため、ケアプランの点検、ケアマネジャーへの支援を通じて、利用者が必要とするサービスを効果的・効率的に提供するためのサービスの選択・調整機能の適正化を進めます。

葉山町では、国民健康保険団体連合会からの情報をもとに、適正な介護サービスの提供に向けた指導の実施に努めるとともに、これまでと同様、神奈川県との連携を保ちながら、適正な保険給付を目指します。

3 利用者への情報提供

(1) 情報提供・公開

介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」を実現するために情報の提供・公開を推進します。

神奈川県では介護サービス情報公表制度にもとづき、神奈川県介護サービス情報公表センターにおいて介護サービス利用者が介護サービスを比較検討するために活用できる事業所情報などを提供していることから、本制度の利用促進に向けて、普及・啓発を進めていきます。

(2) 制度の普及啓発

町民への介護保険制度の普及・啓発に向けて、広報はやま、町のホームページ、各種パンフレット等の媒体を中心に情報提供の充実に努めます。

4 低所得者への配慮

制度上で様々な低所得者対策が行われています。利用者やその家族に対し、それらの制度内容の周知に努めます。

① 保険料の減免

災害による住居の損壊や、生計維持者が死亡した等の理由で、保険料の納付が難しい場合に、介護保険料の減免を受けられるものです。

② 特定入所者介護（予防）サービス費の支給

介護保険施設（短期入所を含む）に入所している低所得者の人に対して、居住費（滞在費）、食費に一定の自己負担限度額を設けて、負担が重くなり過ぎないようにするものです。

③ 社会福祉法人等による減額の運用

所得が低く特に生計が困難な人について、介護保険サービスを行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減するものです。

④ 特別養護老人ホーム旧措置者に対する負担軽減

介護保険法の施行前の措置制度の時から、継続的に特別養護老人ホームに入所されている人に対して、介護保険導入に伴い措置制度の時の負担水準を超えないよう、利用者負担額を減額するものです。

⑤ 障害者ホームヘルプ利用者負担に対する軽減措置

障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者で、介護保険制度の適用を受けることになった人に対して、継続的なサービス利用の促進を図るため、利用者負担の軽減措置を行うものです。

⑥ 高額介護サービス費の支給

介護保険サービスの自己負担額が重くなりすぎないように、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担が発生した場合に、基準額を超えた分について払い戻しを行うものです。

⑦ 高額医療・高額介護合算療養費の支給

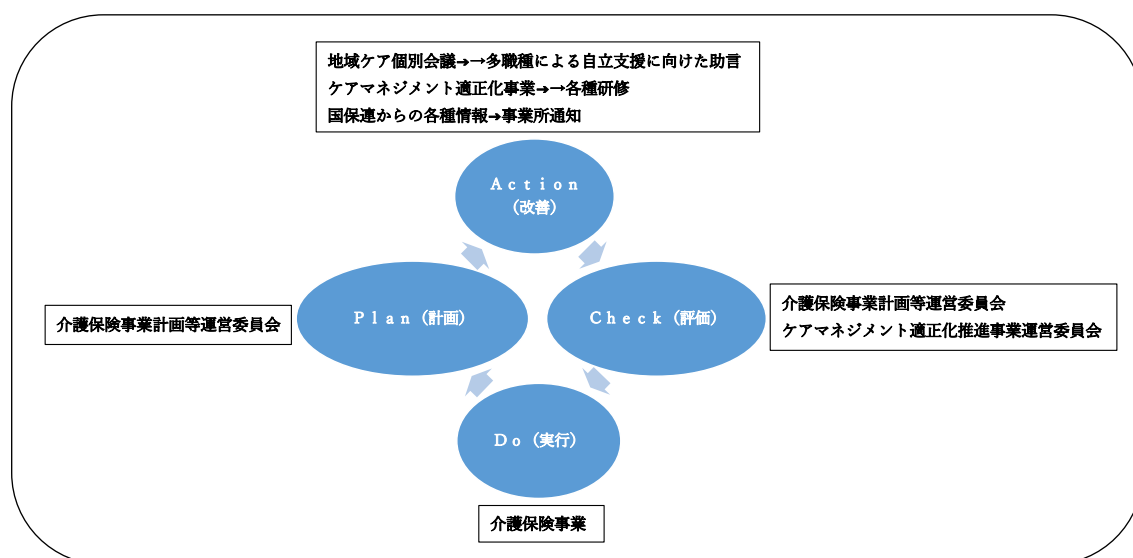
医療費と介護サービス費が高額になった場合、それぞれ別々に自己負担の一部が払い戻しされていますが、医療費と介護サービス費の自己負担の合算額が高額になった場合にも、自己負担の一部について払い戻しを行うものです。

5 事業評価の仕組み

(1) 介護保険事業

介護保険給付額、サービス量が事業計画とかけ離れていないかを、サービスごとに毎年チェックし評価します。

また、国民健康保険団体連合会から、保険者等が介護費用適正化対策のために活用できるように、認定者の状況や事業所の状況に関する各種の情報を提供されるシステムを活用して、各サービスの適正な利用が行われているかをチェックします。



(2) 介護予防事業

地域支援事業の中の介護予防事業について、事業参加者の声を収集するとともに、参加者の各種データを蓄積・整理し、状態の維持・改善等の分析を進め、事業実施の効果を検討していきます。

